

学習院大学英文学会会則

(名称)

1. 本会は学習院大学英文学会とする。

(会員)

2. 本会は学習院大学教職員、卒業生、大学院生、および学生により構成する。

(目的)

3. 本会は会員の研究・教育を促進し、かつ相互の親睦を図り、本学および我が国の英米文学・英語学の研究、英語教育の発展に貢献することを目的とする。

(役員・委員・委員会)

4. (1)本会は会長、副会長各 1 名、委員を置く。委員は学生委員、院生委員、教職員委員から成る。

(2)会長は英語英米文化学科主任が当たり、副会長は会長が囑託し、委員は互選により選出する。

(3)委員によって、会の運営に必要な委員会を組織する。

(4)委員会の規定は、別に定める。

(活動)

5. (1)「学習院大学英文学会総会」を開催する。

(2)随時、講演会、研究会、親睦会等を催す。

(3)紀要および機関誌を発行する。

(4)優れた活動を顕彰する。

(5)その他。

(総会)

6. (1)総会は本会の最高議決機関である。

(2)総会は、年 1 回開催する。

(3)総会では、本会の運営に必要な議事、報告、連絡、および研究・教育に資する発表・講演等を行う。

(4)総会における議決は、出席者の過半数を必要とする。

(会費)

7. (1)会員より会費を徴収する。

(2)会費は、本会の活動・運営に当てる。

(事務所)

8. 本会は事務所を学習院大学英語英米文化学科研究室に置く。

(規定の改正)

9. 本会則の改正は、総会において出席者の 2/3 以上の賛成を必要とする。

附則 本会則は平成 17 年 2 月 22 日修正、同 4 月 1 日より施行する。

附則 本会則は平成 21 年 11 月 7 日修正、平成 21 年 4 月 1 日より施行する。

委員会に関する規定

1. 学習院大学英文学会会則 4 条(4)に従い、次の委員会を設ける。
 - (1)学会運営委員会
 - (2)紀要委員会
 - (3)機関紙委員会
 - (4)その他
2. 各委員会の運営は、学生委員、院生委員、教職員委員が当たる。
3. 学生委員の選出は、1・2 年生クラス、ゼミ単位とする。
4. 院生委員の選出は、在籍院生の間で互選する。
5. 教職員委員は、会長が委嘱する。

学会運営委員会規定

1. 学会運営委員は、学習院大学英文学会総会、講演会、研究会などを計画し、運営する。
2. 委員会は、学生委員（各 3・4 年ゼミから 1 名ずつ）、院生委員、教職員委員 3 名で構成する。
3. 総会等の開催に必要な経費は、会費を当てる。
4. 総会等の懇親会に必要な経費は、参加者から徴収することができる。

紀要委員会規定

1. 紀要委員会は、「学習院大学英文学会誌」の作成に当たる。
2. 委員会は、院生委員、教職員委員 3 名で構成する。
3. 紀要に掲載する作品は、紀要委員の査読・選考を受ける。
4. 査読は、紀要委員以外の者に委嘱することができる。
5. 刊行は年 1 号を原則とする。
6. 紀要の刊行に必要な経費は、会費を当てる。

機関紙委員会規定

1. 機関紙委員会は、「DEGU LETTER」の作成に当たる。
2. 機関紙は、学科及び会員の研究・教育活動を学内外に広報し、会員相互の意思疎通や親睦の促進を目的とする。
3. 委員会は、学生委員（各クラス、ゼミから 1 名ずつ）、教職員委員 3 名で構成する。
4. 刊行は年 1 号を原則とする。
5. 機関紙の刊行に必要な経費は、会費を当てる。

学生顕彰の内規

1. 研究、教育、社会活動、奉仕活動などで際立った功績をあげた学部学生を顕彰する。
2. 選考は、各種委員会の意見を尊重し、教職員委員が当たる。
3. 顕彰に必要な経費は、会費を当てる。